

# 法人の役員就任に必要な書類

(代表者変更) ※協会への届け出は代表者変更の場合のみ必要

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局	★	変更届出書 (第1面)
	★	変更届出書 (第2面)
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書 <b>代表者変更の場合のみ</b>
		誓約書 (添付書類2)
	★	略歴書 (添付書類3)
	★	代表者等の連絡先に関する調書 (添付書類9)
	★	履歴事項全部証明書 <b>発行後3か月以内のもの</b>
	★	身分証明書または住民票抄本 <b>発行後3か月以内のもの 本籍地の役場にて取得</b>
	★	登記されていないことの証明書 <b>発行後3か月以内のもの</b>
		<b>大阪法務局での窓口交付か東京法務局での郵送交付</b>
	★	宅地建物取引業に従事する者の名簿 (添付書類10) <b>常勤の役員の場合のみ</b>
		免許証 (原本) <b>代表者変更の場合のみ</b>
	免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥500 <b>代表者変更の場合のみ</b>	
宅建協会 <u>○は必須</u>	○	会員名簿登録事項変更届 (3枚)
	○	申請書類副本より ★分の写し
	○	新免許証の写し <b>後日発行されてからの提出可</b>
	○	連帯保証書および誓約書 <b>※押印要</b>
	○	代表者個人の印鑑証明 <b>※原本 発行後3か月以内のもの</b>
	△	大政連年会費に関する同意書・徴収方法について <b>大政連の加入の方のみ</b>
	○	口座振替依頼書 <b>※口座番号に変更がない場合も新代表者名義にて提出要</b>
		<b>※押印要 (銀行お届け印)</b>
	○	顔写真 <b>スマホ等で撮影したもので可</b>
	△	会員カード返却 (正 A B )

2026.03改訂

①上記書類は、泉州支部HP (下記リンク参照) よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/yakuin-shuunin/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部 (正・副) 作成し提出してください。 (知事免許の場合) (変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)

③府庁届け出後、大阪府收受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。 (郵送および支部来館)

\*宅地建物取引業免許関係手続をオンライン申請された場合は、泉州支部までお問合せください。



大阪府宅地建物取引業協会

**泉州支部**

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp